

障がい者の被害者支援

－潜在化した性暴力性被害に焦点をあてて－

武庫川女子大学 大岡 由佳 (006721)

[キーワード] 障がい者、被害者支援、ソーシャルワーカー

1. 研究目的

被害者は、被害に遭った後、身体的・精神的・経済的状況が悪化し、社会生活上の様々な問題が出現することが知られている。日本においては心のケア（心理的支援）や法的支援に焦点が当てられ施策が講じられてきた経緯がある。平成16年に犯罪被害者等基本法が施行されているが、ソーシャルワーカーの活用について施策上で触れられたのは、平成28年の第3次基本計画の時である。そこで、社会福祉士および精神保健福祉士等の活用およびこれらとの更なる連携・協力の充実・強化が図られた。また、令和3年4月に第4次犯罪被害者等基本計画のなかで潜在的な被害者の課題が取り上げられた。

潜在的な被害者の例として、男性やLGBTQの方々、そして障がい者が挙げられることが多い。その対象となる犯罪種別は性暴力・性被害関連となっている。性暴力・性被害関連については、#Me Too運動、フラワーデモの存在などもあり、性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運は高まっている。性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼす。むろん、障害の有無にかかわらず様々な影響を被る事態である。しかし、障がいがあるゆえに、同意、不同意の判断が難しかったり、その後の心身への影響が大きく、社会生活が維持できなくなってしまう者も多い。

本研究では、被害者のなかでも、性暴力・性被害に焦点を当てつつ、障がい者の性暴力・性被害の実態と、その課題や展望を検討する。そこに、ソーシャルワーカーがどのように関与できる余地があるかについても言及する。

2. 研究の視点および方法

対象：障害福祉現場で働く者

方法：障がい者についての性被害（性暴力）に絡む量的調査を実施した。

目的：地域に存在する障がい者の性被害性暴力の実態や支援機関にどの程度つながっているかを明らかにし、地域のソーシャルワーカー等がどのように関与すべきかについて検討することを目的とした。

3. 倫理的配慮

調査を行うにあたり、職能団体の委員会にて内容精査を行い、職能団体の理事会の承認を経て実施した。本発表に関連し、開示すべき利益相反関係にある企業などはない。「日本社会福祉学会 研究倫理規程」を遵守し、最大限の倫理的配慮を行っている。

4. 研究結果

対象は、支援者 94 名（女性 6 割、40 代～50 代最多）であった。相談受入状況は、74% が性被害・性暴力の相談を受けたことがあり、被害者の性別は女性 90%・男性 9%であった。被害時期は 10 代が最多で、相談時期は 20 代が最多であった。障害種別は、精神障害 64%・知的障害 32%・発達障害 18.7%（重複回答）であった。

被害内容は、（準）不同意性交等罪 46%・（準）不同意わいせつ罪 45%であった。支援内容は、心理的支援 88%、医療支援（産婦人科等へ照会）32%。連携支援（警察、行政窓口、民間支援団体）の順が多かったが、障がい者の性犯罪・性暴力は、ワンストップ支援センターの支援につながらないケースが大半であることが明らかになった。相談受付後の状況を尋ねたところ、「わからない」36%、「経過観察中」31%、「はい（回復が図れた）」21%となっていたが、10%は「いいえ（回復は図れなかった）」と回答した。

上記調査のなかで回答者らの障がい者の性暴力・性被害についての意見をまとめると、以下のような状況が見いだせた。

- ・障がい者の性犯罪・性暴力は支援につながらないケースが大半である。
- ・精神的に追い込まれ、精神疾患を発症する方も少なくない。
- ・時間が経過してから打ち明けるケースが多く連携先への相談が難しい。
- ・想像以上に公的な相談機関を相談者(障がい者)は利用したがない。
- ・年齢層に合わせた性教育が必要。
- ・専門機関だけでなく一般機関でも初期対応が適切にできるよう啓発することが必要

5. 考察

障がいをもつ犯罪被害者は、被害後に司法面、生活面、心理面、経済面等、様々な課題を有することがあり、生活再建のために様々な関係者の支援を求めるニーズがある。

とりわけ、加害者が逮捕されない場合や起訴されないなど裁判に臨む機会がない障がい被害者は、それらの司法制度の隙間からこぼれ落ち、その後の支援にもつながらない傾向にあった。また、精神科医療機関につながっていても、被害事実を取り上げてもらうことが多くはないことが見いだせた。ここから見いだされる課題の一つは、障がい被害者がいても、さまざまな支援制度や機関にアクセスできない状況や、制度や支援間の調整の仕組みが無い、あるいは不足していることだと推察された。また、本邦で何らかの被害に障がい者が遭ったときに相談できる窓口の質的整備状況と社会的認知に関する課題も存在していることも課題と考えられる。障害者虐待防止法ではフォローできていない被害者支援の視点が不可欠であると考えらる。各社会資源において被害者支援の視点を共有する土壌の推進も求められ、こうした普及啓発にも精通したソーシャルワーカーの役割が大きいと考えられた。そして、何よりも、地域のソーシャルワーカーが通常の業務の中で被害者支援やトラウマインフォームドの視点を持ち、人々に関わっていく視点が必要であると考えられた。